**(独)工業所有権情報・研修館　INPIT知財総合支援窓口事業**

**相談者様へ　～ご相談の前に～**

INPIT知財総合支援窓口

１．INPIT知財総合支援窓口では、知的財産の活用全般に関するご相談に無料で応じます。また、専門的なご相談については、弁理士、弁護士など知的財産に携わる専門家による助言を提供します。

２．INPIT知財総合支援窓口における助言の内容及び提供する情報について、（独）工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）、支援担当者、専門家及びINPIT知財総合支援窓口のいずれも**法的責任を負うものではない**ことを予めご了承ください。なお、支援がWeb会議等のサービスを利用して行われることがあり、その場合の通信の安全性に関しても、同様に法的責任を負うものではないことをご了承ください。  
**相談内容に基づく最終的なご判断は相談者様ご自身**でお願いします。

３．INPIT知財総合支援窓口では誠意をもってご相談に対応しますが、相談内容によっては**回答できることに限度があり、ご相談に応じかねる場合もあります**ので、予めご了承ください。例えば、**出願書類等（願書、明細書、補正書等）や契約書などの代理作成はできません**。また、特許性の判断等につきましても、INPIT知財総合支援窓口では判断せず、一般的な見解を示すなどの助言に留まります。

**特許庁に対する手続や契約行為等の具体的な対応や特許性の判断等については、弁理士や弁護士等の専門家と個別に契約することを推奨します。**

＜留意事項＞INPIT知財総合支援窓口において専門家にご相談後、当該専門家と契約いただくことが可能です。なお、当該専門家の報酬は当事者間の合意に基づくものとなり、INPIT知財総合支援窓口では関与いたしませんが、報酬額は難易度や専門家等により異なります。

４．相談時にご提供いただいた企業・個人情報及び相談内容に関する情報等（以下「企業情報等」という。）は、本支援のほか、以下の目的で利用することがあります。

・INPITの支援内容の向上

・INPITの支援手法に関する統計及び分析

・フォローアップ調査等、各種アンケート調査の依頼

・知的財産に関する支援施策・各種セミナー等の参考情報の提供

・企業等の知財活用支援に関する政府機関における検討

５．上記４の目的で企業情報等を利用する際、INPITと機密保持契約を締結した関係機関に企業情報等を提供することがあります。

６．相談時に各種感染症対策（マスク着用、手指消毒等）その他施設管理や相談者様及び職員の安全確保等を目的とした要請がINPIT知財総合支援窓口からあった場合には、これに応じていただきます。応じていただけない場合は、ご相談に応じられないことがございます。

７．INPIT知財総合支援窓口では、反社会的勢力への支援はいたしません。相談者様が反社会的勢力に接点があると判明した場合、即時支援を停止いたします。

８．本書へご署名いただけない方に関しましては、ご相談に応じられません。

上記を理解し、同意します。

　　令和　　　年　　　月　　　日

ご署名